

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和3年8月5日(木)午後1時31分

2. 開催場所 久御山町役場 5階 会議室51、52

3. 出席委員

1番	村田正己
2番	山口吉広
3番	久乗清和
5番	上田隆健
6番	中村日出美
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	石塚義博
10番	辻村忠雄
11番	南和弘
12番	芳川清志
13番	林勉
14番	森一博
15番	井上文彦
16番	神原均
18番	川嶋久治
19番	吉田武
20番	林吉一

4. 欠席委員

4番	上田幸子
17番	内田孝司

5. 会議録署名委員 1 番 村 田 正 己
 5 番 上 田 隆 健

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	籾 内 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	檜 木 佐 知 子

7. 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 (3 条許可)

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定に
 ついて (利用権設定)

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定に
 ついて (所有権移転)

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、令和3年第8回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

なお本日は、上田幸子委員、内田孝司委員より欠席届をいただいておりますので、ご報告させていただきます。本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中5名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる7月27日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略といたします。

7番 田中会長

12番 芳川委員

16番 神原委員

17番 内田孝司委員

事務局2名により実施をいたしました。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- | | | |
|-------|--------------------------------------|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) | 2件 |
| 議案第2号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定
について(利用権設定) | 1件 |
| 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定
について(所有権移転) | 4件 |

それでは、議案に入る前に本日の議事録の署名委員を指名をいたします。1番の村田委員、それから5番の上田隆健委員、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

(会長) それではまず、議案第1号の案件について、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員) 議案第1号受付番号9番と10番につきまして、現地調査の結果、特に問題のないものと思われれます。以上です。

(会長) それでは続きまして、議案第1号受付番号9の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第1号受付番号9について、議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第1号受付番号9ですね。9につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

生前贈与ですがよろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号9を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号10の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号10について、議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書4ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号10について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、3条許可です、よろしいですか。それでは特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第1号受付番号10を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

それでは、議案第2号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号59の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは続きまして、議案第2号受付番号59の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号59について、議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書の6ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号59、事務局より説明がありましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは特にないようですので、採決に入ります。議案第2号受付番号59について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権移転を議題といたします。

それでは、議案第3号の案件について、まず現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号9から受付番号12の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それではまず、議案第3号受付番号9と受付番号10について、この2件につきましては関連する内容で

(会長)

すので、まとめて審議をいたします。まず、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号9について、議案書7ページ上段をご覧ください。

次に、議案第3号受付番号10について、議案書7ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書8ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号9と受付番号10、この2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号9と受付番号10について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは続きまして、議案第3号受付番号11と受付番号12につきまして、この2件につきましても同じく関連する内容ですので、まとめて審議をします。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号11について、議案書9ページ上段をご覧ください。

(事務局)

次に、議案第3号受付番号12について、議案書9ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書10ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第3号受付番号11と受付番号12について、説明がありました。この2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号11と受付番号12について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これで本日予定しておりました審議は全て終わります。なお本日、報告事項はございません。

午後13時44分 終了
